

令和6年度 土浦市立土浦第四中学校

# 新入生保護者説明会資料

四中マスコットキャラクターが誕生しました！



そぼっく



じち



きんたろう

校 訓

素  
朴

勤  
労

自  
治

土浦市立土浦第四中学校（小中一貫校）

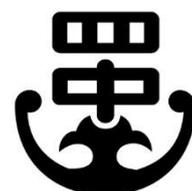
〒300-0815 土浦市中高津3-10-4

TEL 029(821)0297

FAX 029(821)0287

E-mail [640104@sch.ibk.ed.jp](mailto:640104@sch.ibk.ed.jp)

ホームページ <http://www.tsuchiura.ed.jp/~4tyuu>



## 【令和6年度新入生保護者説明会日程】

13:00～13:30 受付（体育館正面入口）

13:30～14:00 思春期親力アップ講座「中学生の心を考える」

講師 濱田 栄一 様

14:00～15:10 令和6年度新入生保護者説明会

※部活動地域移行の説明含む

I 学校長あいさつ（経営方針含む）

II 学校概要について

III 学校教育計画について

IV 入学までの準備・入学式について

V 学校生活のきまりについて

VI 諸会計について

VII P T A活動について

VIII 質疑応答

IX 諸連絡

### 指定体操服等の注文について

2月1日（木）から2月12日（月）の期間に直接ナカムラスポーツに出向  
いていただき、採寸及び承り票に必要事項を記入の上、注文してください。支払  
いは採寸日に前金支払いとなります。注文した体操服等の引渡しは入学式当日  
（入学式後、本校体育館内トレーニングルームにて／要引換券）となります。

# 令和5年度 土浦市立土浦第四中学校グランドデザイン

## 本県教育目標

- ・ひとりひとりの能力を開発し、豊かな人間性をつちかう
- ・じょうぶな身体をつくり、たくましい心を養う
- ・郷土を愛し、協力しあう心を育てる

## 学校教育目標

一人一人の能力・適性を伸ばし、心豊かにたくましく生きる生徒の育成

## 土浦市の教育目標

一人ひとりを生かす創意と活力に満ちた学校教育を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の展開に努める。

## 小中一貫教育の目標

一人一人の能力を伸ばし、将来をたくましく生き抜く児童・生徒の育成

### 目指す学校像

- 生徒の自立を目指す学校
- 活力のある学校
- 誰もが誇れる学校

### 目指す生徒像

- 『文武両道』
  - ・自ら学び、確かな学力を身に付ける生徒
  - ・健康で、思いやりと感謝の心をもった生徒
  - ・自ら考え、主体的に行動できるたくましい生徒

### 目指す教師像

- 子供の心に火をつける教師
  - ・人間性豊かで活力のある教師
  - ・生徒理解力と指導力のある教師
  - ・明るく積極的な教師

## 組織目標

関わりを通して、一人一人の学力を向上させる  
— 創造的対話力の育成 —

## 学校経営方針

- 生徒が主役の学校づくり
  - ・『任せて ほめて (鍛えて) 伸ばす』
- 教職員一人一人が能力を高め合い、“チーム四中”として前進する学校づくり
  - ・研修の充実と心身の健康を保つ職場環境の構築 (働き方改革の推進: 時間外勤務月45時間以内)

### 健康で豊かな心を育む

- ◎自己有用感を育てる授業と学級経営
  - ・生徒が安心できる居場所づくり
  - ・話し合い活動の充実
  - ・考え、議論する道德の授業
- ◎基本的な生活習慣の定着と規範意識の高揚
  - ・あいさつ、身なり、清掃、時間を守るの定着
  - ・言語環境の整備
- ◎体験活動の充実
  - ・心が動く教育活動の推進
- ◎健康・体力の向上
  - ・体力テスト結果の分析・活用(体力アップ推進プランに基づく実践)
- ◎生徒指導の充実
  - ・報告・連絡・相談・確認の確実な実施
  - ・役割を明確にしたチーム対応、外部機関との連携
  - ・新規不登校生徒の未然防止と状況に応じた支援策の策定
  - ・心の健康をサポートする教育相談体制の充実(校内フリースクール等)

- 自分からあいさつしている 80%
- 自分は学校や学級、学年などの集団のために貢献している 80%

### 確かな学力を育む

- ◎主体的・協働的な学びに向けた授業づくり
  - ・課題設定の工夫と振り返りの充実
  - ・互いに学び合える場と時間の工夫
  - ・ICT(1人1台端末)を積極的に活用した授業の工夫
- ◎基礎・基本の定着
  - ・学習規律の徹底(聞く・話す・書く)
  - ・誰もが分かりやすい授業展開
  - ・家庭学習の充実(ライブラリの活用)
- ◎校内研修の充実
  - ・コンパクト授業研修

- 学力診断テスト 全教科で前年比+1、または県平均以上
- 授業で自分の考えを自主的に友達に話したり、発表したりしている 80%
- ライブラリの実施率 80%

### 主体的な態度を育む

- ◎生徒会活動の充実
  - ・生徒主体の創造的な学校行事の実践
  - ・一人一人に活躍の場があり、認め合い・支え合い・高め合う活動の充実
  - ・日常的な問題を生徒自ら解決する力の育成
- ◎特別活動の充実
  - ・係活動の活性化
  - ・目標をもってやり遂げたときの達成感や「やればできる」の実感
  - ・創意工夫のある活動実践
- ◎命の教育の推進
  - ・危険回避能力の育成
  - ・自己管理能力の育成

- 目標達成に向けて努力した 80%

### 家庭や地域との連携

- ◎学校運営協議会の組織づくり
- ◎学校便りやホームページの活用による積極的な情報発信
- ◎連合同窓会や学校後援会との連携
- ◎部活動の地域移行に向けた準備
  - ・地域人材の発掘と活用

### 特別支援教育の充実

- ◎ユニバーサルデザインの視点を生かした、分かりやすい授業の展開
- ◎校内支援体制の強化と教育支援委員会の計画的な実施

## 小中一貫教育

- ◎9年間を見通した系統的な学習指導を充実させた確かな学力の育成
  - ・キャリア教育(みらいスタディ)の充実
- ◎四中地区の教職員間の連携推進
  - ・研修会、教科部会、授業参観等の実施
  - ・生徒指導上の課題への情報共有、行動連携(不登校、いじめ等)
- ◎小中及び小小間の児童生徒の交流の推進
  - ・対面やオンライン等での交流

## II 学校概要

### I 基本情報

学校名	茨城県土浦市立土浦第四中学校（小中一貫校）	校章 
住所	茨城県土浦市中高津三丁目10番4号	
電話番号	029(821)0297	
ファックス	029(821)0287	
E-mail	640104@sch.ibk.ed.jp	
ホームページ	http://www.tsuchiura.ed.jp/~4tyuu	
創立記念日	6月10日「時の記念日」	
校訓	素朴 勤労 自治	
沿革	昭和27年4月1日 茨城県土浦市立中家中学校設立 // 9月1日 茨城県土浦市立土浦第四中学校に校名改称する ※詳しくは学校HP（ホームページ）をご参照ください。	
マスコットキャラクター	 <b>そぼっく</b> <b>いち</b> <b>きんたろう</b>	

### 2 学区内小学校

下高津小学校 土浦第二小学校 東小学校

### 3 生徒・学級数（令和5年度）※すこやか…知的学級／さわやか…自情学級

学年	男子	女子	合計	学級数	すこやか1	すこやか2	さわやか1	さわやか2
7年	78	68	146	4		5		4
8年	88	73	161	5	6		6	
9年	91	94	185	5		4		4
合計	257	235	492	18	6	9	6	8

※学級数の合計は、特別支援学級を含みます

### 4 職員数（令和5年度）

校長	教頭	教諭・講師	養護教諭	事務職員	管理員	特別支援支援員	学校生活支援員
1	2	31	1	1	1	1	1
図書館司書	ALT	スクールカウンセラー	心の教室指導員	学校サポーター	給食配膳員	部活動支援員	合計
1	1	1	2	1	2	2	49

※令和5年度の勤務日…スクールカウンセラー（月曜日）、心の教室相談員（火曜日／金曜日）

※校内適応指導教室「ひだまり」開設日…火曜日（10:35～12:25）、水曜日（9:30～15:00）

## 5 施設・設備

敷地面積	31,416㎡	【南棟】長寿命化工事で壁や床・天井等が改修中です
校舎面積	6,463㎡	4階 音楽室 コンピュータ室 多目的教室 メディアセンター
体育館面積	1,397㎡	3階 第1理科室 第2理科室 教室
運動場面積	18,254㎡	2階 放送室 職員室 会議室 教室
プール面積	378㎡	1階 美術室 調理室 被服室 相談室 保健室
武道場面積	641㎡	【北棟1～4階】教室

## Ⅲ 学校教育計画

### 1 第7学年教育課程（令和6年度 各週の授業時数予定）

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	学活	道徳	総合	合計
前期	4	3	4	3	1.5	1.5	3	2	4	1	1	1	29
後期	4	3	4	3	1	1	3	2	4	1	1	2	29
合計	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015

※前期：4月1日～10月第2月曜日／後期：10月第2火曜日～3月31日

### 2 主な学校行事等（令和5年度の例）

月	校内行事及び対外的行事など
4	新任式、入学式、市標準学力調査、全国学力学習状況調査（9年）、授業参観
5	各種健康診断、市内中学校陸上競技大会、修学旅行（9年）、生徒総会
6	総合体育大会（～8月）、前期中間テスト
7	1学期末授業参観、三者面談
9	前期期末テスト、新人体育大会（～11月）
10	体育祭、前期通知表配付
11	四中マスコットキャラクター総選挙、音楽祭、三者面談（9年）、校外学習（8年）
12	後期中間テスト、2学期末授業参観
1	県学力診断のためのテスト（7・8年）、私立高校入試、三者面談
2	学年末授業参観（7・8年）、学年末テスト（7・8年）、県立高校入試
3	9年生を送る会、卒業式、修了式、後期通知表配付、離任式

### 3 学校生活（令和5年度）

#### (1) 日課表

時刻	校時	月	火	水	木	金
8:10~ 8:20	朝	出席確認・朝読書				
8:20~ 8:30		朝の会				
8:35~ 9:25	1	①	⑦	⑬	⑰	㉔
9:35 10:25	2	②	⑧	⑭	⑳	㉕
10:35~11:25	3	③	⑨	⑮	㉑	㉖
11:35~12:25	4	④	⑩	⑯	㉒	㉗
12:25~13:10	昼	給食				
13:10~13:30		昼休み				
13:35~14:25	5	⑤	⑪	⑰	㉓	㉘
14:35~15:25	6	⑥	⑫	⑱	14:30~14:45 清掃 ~14:55 帰りの会 部活動なし	㉙
15:25~15:30	放課後	清掃準備				清掃準備
15:30~15:45		清掃				清掃
~15:55		帰りの会				帰りの会

※木曜日は基本的に部活動なしとなります。ただし、大会直前に特別に行う場合もあります。

※木曜日の5時間目終了後に、委員会や学校行事等を実施する場合があります。

※令和4年度から「冬季日課」を導入し、11月から1月の期間において、月水金は清掃なしとし放課後の部活動の時間を確保しています。

※令和6年度日課表については協議中です。一部変更の場合もありますのでご了承願います。

#### (2) 完全下校時刻

月	4月	5月~7月	8月~9月
完全下校	17:30	18:00	17:30
月	10月	11月~1月	2月~3月
完全下校	17:00	16:30	17:00

※日没までに帰宅できるように完全下校時刻を設定しています。

※安全確保のため、全職員で下校指導に取り組んでいます。

#### 4 部活動

7年生の部活動は、4月の部活動見学後に仮入部からスタートします。正式入部は4月後半を予定しています。3年間継続する活動であることを考え、強い決意を持って入部届を提出するようにお話しください。

##### 【本校に設置されている部活動】

陸上競技	軟式野球	サッカー	ソフトテニス（男女）	バレーボール（男女）
バスケットボール（男女）	卓球	柔道	剣道	新体操
バドミントン（男女）	吹奏楽	美術	科学	

※水泳の総体及び新人戦については、本校教員が引率（大会役員）をします。学校での活動はありません。

※（男女）と表記している部活動は、男女別に顧問がいる部活動です。

※部活動ごとに、活動費（部費）やユニフォーム代を集金し活動しています。

※活動・運営等についての詳細は新年度に部活動保護者説明会を開催してご説明いたします。

※部活動の運営方針につきましては、土浦四中ホームページ「R5 土浦第四中学校部活動運営方針」をご参照ください。

##### 【土浦市地域クラブ活動】

令和5年10月から、「学校部活動を含めた、生徒のスポーツ・文化芸術活動が持続可能なものとなるよう、学校と地域との連携・協働により、新たな地域クラブを整備する」（土浦市地域クラブ活動ガイドラインより抜粋）という趣旨から、以下の4競技は「土浦市地域クラブ」として休日の活動を実施しています。地域クラブの活動は、隣接する複数の学校での拠点校方式を基本としています。

土浦市地域クラブ「Blue Ocean」						
競技名	軟式野球	サッカー	バスケットボール <男子>	バスケットボール <女子>	バレーボール <男子>	バレーボール <女子>
学校名	一中・四中	一中・四中	一中・四中	一中・四中	一中・二中・四中	一中・四中
活動場所	四中グラウンド	一中グラウンド	四中体育館	一中体育館	四中体育館	一中体育館

詳しくは土浦市教育委員会ホームページ「土浦市地域クラブ活動ガイドライン」をご参照ください。

### (3) 制服・学校生活用品等 ※価格については変動する場合があります

- ・制服…標準服①（標準学生服） 標準服②（指定セーラー服）
- ・ジャージ上下 ・ハーフパンツ
- ・四中Tシャツ ・ウインドブレーカー上下
- ・上履き（体育館シューズ兼用） ・通学用カバン
- ・自転車通学用ヘルメット（自転車通学者のみ）
- ・ノートは入学後に教科担任の指示を受けてご用意ください。
- ・文具及び習字・音楽・美術・家庭科等では、基本的に小学校で使用していた用品を継続して使用していただいて結構です。（習字セットや裁縫セット等）
- ・名札は中学校で購入し、入学後に配付いたします。

## IV 入学までの準備・入学式について

### 1 指定体操服、指定シューズ、ヘルメット等の準備・購入について

※保護者説明会当日に各物品の販売は行いません。

#### (1) 指定体操服等の準備について

① 品目及び価格 ※表示価格はすべて消費税込みです。

指定体操服品目（サイズ）	価 格	販売業者（問合せ先）
・ジャージ上 (150～3L)	4, 540円	<b>ナカムラスポーツ</b> 住所：土浦市中村西根 1061 TEL：029-843-5688 営業時間 月～金 9:00～18:00 土日祝 9:00～16:00
・ジャージ下 (150～3L)	4, 230円	
・体育用半袖Tシャツ (150～3L)	1, 640円	
・体育用ハーフパンツ (150～3L)	2, 820円	
・ウインドブレーカー上下 (150～3L)	12, 450円	

※サイズは4Lまでありますが、4Lは価格が高くなります。

#### (2) 指定体操服の購入手順

2月1日（木）から2月12日（月）の期間に直接ナカムラスポーツに出向いていただき、採寸及び承り票に必要事項を記入の上、注文してください。支払いは採寸日に前金支払いとなります。注文した体操服等の引渡しは入学式当日（入学式後、本区体育館内トレーニングルームにて／要引換券）となります。ご注文後の返品・交換はできませんのでご了承ください。また、採寸が遅れると引渡日に間に合わない可能性もあります。

### 2 指定シューズの準備について

(1) 品目及び価格 ※表示価格はすべて消費税込みです。

指定体操服品目（サイズ）	価 格	販売業者（問合せ先）
・体育館シューズ (22cm～28cm) ラインは学年カラー（青色）	4, 400円	<b>円城寺スポーツ</b> 住所：土浦市大手町 1-16 TEL：029-821-1030

ホワイト×ブルー

#### (2) 指定シューズの購入手順

直接、円城寺スポーツでご購入ください。



### 3 制服・通学用カバンについて

#### (1) 品目

- ・標準服①（学生服） …ボタンは付属の金ボタンで結構です。
- ・白ワイシャツ …長袖、半袖は季節に応じてご用意ください。標準服①の下に着ます。
- ・標準服②（セーラー服） …本校指定のセーラー服をご用意ください。
- ・標準服②（セーラー夏） …入学後でも間に合います。半袖と長袖があります。
- ・通学用カバン …特に指定はありません。リュック型のものを推奨しています。  
※華美ではないもの、アクセサリなどの装飾品は不可
- ・制服用名札（校内で着用）は、中学校で一括購入して配付いたします。

#### (2) 制服取扱店

取扱店	問合せ先	営業時間等
大徳本店 [土浦市中央 1-1-22]	0120-300-369	10:00~18:30 ※水曜定休日
ナカモリ [イオン土浦店 3F]	0120-973-138	10:00~19:00 ※無休
君山洋服店 [土浦市大和町 7-23]	029-821-0358	10:00~19:00 ※水曜定休日

### 4 ヘルメットの準備について（自転車通学許可者のみ）

#### (1) T型ヘルメット 価格 2,600円（税込）

サイズ 56cm、59cm、61cm

#### (2) ヘルメットの購入手順

許可申請認可後に、直接取扱店にてご購入ください。



#### (3) 取扱店

取扱店	問合せ先	営業時間等
シャポーカバン イチムラ [つくば市学園の森 1-19-10]	029-846-0387	直接来店可/水曜定休日
大徳本店 [土浦市中央 1-1-22]	029-822-0013	要電話予約/水曜定休日
スガヤ文具店 [土浦市大町 8-1]	029-821-0367	要電話予約/土日定休日
フレーベル館 [土浦市下高津 3-9-11]	029-821-6429	要電話予約/土日定休日
石毛自転車 [土浦市小松 2-13-30]	029-821-0415	要電話予約/不定休

### 5 入学式について（予定）

(1) 期 日 令和6年4月10日（水）

(2) 場 所 土浦四中体育館

(3) 日程（案）

8:10~	8:30	新入生登校/登校後、学級活動を行います
8:30~	9:00	保護者受付 ※就学通知書を受付に提出願います
9:30~	10:30	入学式
10:30~	11:30	諸連絡・PTA役員選出（保護者 ※体育館） ※ <u>トレーニングルームにてジャージ等の引換</u>
10:30~	11:30	学級活動（生徒 ※各教室）

(4) その他 後日、小学校を通して本校入学式についてご案内いたします。持ち物、その他の詳細はそちらでご確認ください。

# 令和5年度 土浦第四中学校



## 【学校生活のきまり】



校訓  
素朴 勤勞 自治

### 校則の意義（生徒の話合いから）

- ・みんなが安心安全快適な生活を送るため
- ・学校の統一感やまとまりを出すため
- ・社会に出た時もルールを守れるようにするため
- ・生徒の自主性を高めるため
- ・自分たちの進路や将来のため
- ・善いか悪いかの区別を判断できるようにするため
- ・学業や運動に専念するため
- ・学びの場としてふさわしくするため
- ・学校全体や学校生活をより良くするため
- ・地域から見た学校の評価を上げるため
- ・学校の目標に合った生活を送れるようにするため



# 土浦第四中学校の生活について

生徒指導部

## 《標準服①》

上下とも黒の標準服を着る（学ラン）

## 《標準服②》

本校指定のセーラー服を着る  
スカート、スラックスを選択できる



式や音楽祭などの行事の時は、黒もしくは紺のハイソックスを着用する。

### < 制服のきまり① >

	標準服①	標準服②
服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内では左胸に名札を付けます。</li> <li>○ 上下とも黒の標準服です。</li> <li>○ 上着の下は、白のワイシャツです。開襟シャツやボタンダウンは不可です。</li> <li>○ ワイシャツの下は、体操服のTシャツなどの白のシャツです。</li> <li>○ ズボンは、標準型の学生ズボンです。ストレート型です。ワンタックまで可です。</li> <li>※ 制服の中に長袖ジャージを着ることは禁止です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内では左胸に名札を付けます。</li> <li>○ 本校指定のセーラー服、または夏用セーラー服です。夏用の指定服は、半袖と長袖があります。</li> <li>○ スカート、スラックスを選択できます。</li> <li>○ セーラー服の下は、体操服のTシャツなどの白のシャツです。</li> <li>※ スカートは膝が隠れる長さです。目安は、膝立ちをして、裾が地面に触れる程度です。</li> </ul>
ベルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標準服①は黒か紺の無地で、装飾のない標準的な太さ、形のものです。</li> <li>○ 標準服②は規定のものを使ってください。</li> <li>※ 標準服②の夏用スカートはベルトがありません。</li> </ul>	
体操服	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本校指定の体操服です。 (Tシャツ、ハーフパンツ、ジャージ上下) 購入時に名前を入れてください。(購入時に刺繍)</li> </ul>	

<標準的な運動靴の例> ※体育の運動に適しているもので、底が平らでないもの



<標準的な靴下の例> ※白・黒・紺などで無地（ワンポイントまで）の華美でないもの



<標準的なカバンの例>



<制服のきまり②>

靴	<p>○ 登下校は、運動靴やランニングシューズです。（華美でないもの・底が平らでないもの）</p> <p>○ 学校内では、体育館シューズをはきます。（新7年から学年カラー）</p> <p>※ 許可されていない型の靴 ハイカットやミドルカット、底が厚いもの・平らなもの、かかとが高いものなどの<b>体育の時間に適さない靴</b>です。</p>
靴下	<p>○ 色は、白、黒、紺、グレー、茶色です。</p> <p>※ ワンポイント、華美でないライン入りは可です。</p> <p>※ 全体に柄が付いていたり、飾りのリボン等装飾が付いていたりするものは不可です。</p>
カバン	<p>○ リュック型のカバンやスクールバック型のカバンを使用してください。</p> <p>※ 多くのキーホルダーを付け、華美にならないようお願いします。</p>
防寒具	<p>○ 冬期や天候によって、通学時にコート（色は黒、紺、グレー、茶色、華美な飾りのないもの）や学校指定や部活動で購入したウィンドブレーカーを着ることができます。</p> <p>○ 上着の下に、セーターやトレーナー、カーディガンを着ることも許可されています。色は、白、黒、紺、グレー、茶色で、胸元のワンポイントは可です。</p> <p>○ 冬期や天候によって、通学時に、手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用することができます。</p> <p>○ 黒のタイツやレギンスを着用することができます。レギンスを着用する際は、足首の肌が露出しないように同じ色の靴下を着用してください。</p> <p>○ 授業中にひざ掛けを使用することができます。大きさや柄については特に指定はありません。</p> <p>※ パーカーやファーのついたものの防寒着などは、ご遠慮ください。</p> <p>※ 上着の下に着ているものやインナーウェアが、<u>制服や体操服からはみ出ないようにしてください。</u></p> <p>※ ハイネック、タートルネックは不可です。</p> <p>※ ニット帽や耳当ては不可です。</p>

<身だしなみのきまり>

頭 髪 等	<p>○ 四中生らしい、受験でも通用する髪型とします。 「四中生らしい」とは、校訓の素朴・勤労・自治の精神に基づいた姿のことです。 以下の場合に対応（髪を縛る・まとめる等）できるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動の妨げになる場合</li> <li>・給食当番で配膳する場合</li> <li>・技術の実習や理科の実験等で、安全を確保しなければならない場合</li> </ul> <p>※ 髪留めは黒、紺、茶など、華美でないものとします。 (学業優先のため、装飾性の高いものは不可とします。)</p> <p>※ 眉そりや化粧、アイプチは禁止です。</p> <p>※ 整髪料、香料、色付き、香り付きのリップは禁止です。</p>
-------------	--

<学校生活のきまり>

持 ち も の 等	<p>○ 水筒を持参することもできます(中身は、水、茶、スポーツ飲料) 缶、瓶、紙パックは不可。</p> <p>○ 授業や学校生活に必要なものは身につけたり持ってきたりしない。 (例えばピアス、ネックレス、ミサンガなどの装飾品、携帯電話やスマートフォン、菓子類など) ※持ち込みや使用が見られた時は、担任が預かり、保護者へ連絡をして、保護者への手渡しによる返却をします。</p> <p>○ 腕時計は可です。</p> <p>○ 汗拭きシートや日焼け止めは無香料のものを使用させてください。</p>
校 内 お よ び 学 校 外 の 生 活 に つ い て	<p>《校内》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8時10分のチャイムまでに教室で着席していること(鳴った時点で遅刻となります。)</li> <li>○ 登校後は、校外に出ない。</li> <li>○ 学校のもの(公共物)を壊したり、持ち出したりしない(弁償となる場合もある)</li> <li>○ 遺失物、拾得物、破損等を見つけた場合はすぐに先生に報告する。</li> <li>○ 学校生活を乱すような行為をしない。</li> </ul> <p>《学校外》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒だけの会合(食事会やパーティー、打ち上げなど)や旅行は禁止です。</li> <li>○ 生徒だけで遊技場(ゲームセンターやカラオケボックス、ボーリング場など)へ行くことは禁止です。</li> <li>○ 夜間徘徊をしない。(茨城県青少年の健全育成に関する条例)</li> <li>○ 友人宅などへの外泊は禁止です。</li> <li>○ 大型店舗などへは、四中の制服や体操服で行かない。</li> <li>○ インターネットやSNSについては、保護者とよく話し合い、ルールを守り使用する。</li> </ul>
	<p>&lt;自転車通学について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可区域から通学し、自転車通学許可証を申請して許可された者で、指定のステッカーを付けた自転車のみ通学可</li> </ul> <p>&lt;遵守事項について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で決められたルールや通学路を守る(詳細は自転車通学許可申請証の内容を確認)</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>※違反があった場合は、指導の上、授業日3日間の自転車通学禁止とする。</b></p> <p>&lt;通学方法について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗らずに押して歩く際にも、ハンドルを持ったらヘルメットを着用する。</li> <li>・自転車専用門から入り、指定の駐輪場に駐める。(カギをかけ、ヘルメットを固定する)</li> <li>・自転車の鍵が抜かれていない場合は回収し、職員室で預かります。</li> </ul>

<その他>

家庭へのご協力をお願い

●遅刻・早退・欠席の連絡について

当日朝までに、保護者が、学校に連絡をしてください。(スクリシ、電話など)  
連絡がない場合は、担任または学年の職員が、保護者に連絡をさせていただきます。

●証明書について

鉄道バスなどの割引証、在学証明書、身分証明書を発行するときは生徒証を持参して、担任に申請してください。

# 自転車通学について

## < 通学許可地域 >

- 千鳥ヶ丘：全域
- 下高津一丁目：1～16
- 富士崎町一丁目：1～9、15～18
- 小松一丁目：全域
- 小松二丁目：2、3
- 小松三丁目：全域
- 穴塚：下高津小の通学範囲
- 上高津：四中から直線距離で、半径1750mをこえる指定区域（下記地図参照）

状況により学校長が特別な許可を出す場合もある。

## < 上高津自転車通学可能区域図 >

### 上高津自転車通学許可地域 (四中から半径1750m以上を目安)



至 四中

## < 通学用自転車 >

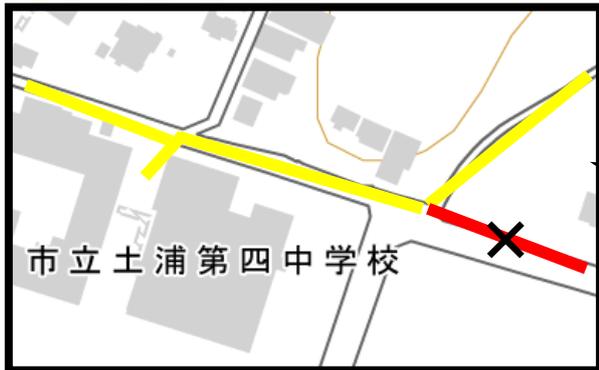
- ・前カゴ、鍵、荷台があり、両立スタンドの自転車で華美でないもの。
- ・ライトが点灯する自転車。
- ・ハンドルは、改造がなく、安全に走行できる自転車。（ギヤは、原則3段までとする）
- ・余分な部品を付けたものや改造したものは不可。

## < ヘルメット >

- ・中学校用の白いもの。（スポーツタイプやスケルトンのものは不可。）
- ・ハンドルを持ったら、ヘルメットを必ず着用する。（留め具を使って装着する。）
- ・駐輪時はヘルメットを荷台に固定する。

## < 遵守事項 >

- ・交付されたステッカー（有料）を後部に貼った自転車で通学をする。
  - ・学校で決められたルールを守る。（違反があった場合は自転車通学許可を取り下げることもある。）
- ※並走しない、二人乗りをしない、など学校の決まりと合わせて道路交通法も遵守する。



北門の使用  
について

四中プライド  
**四中**  
 PRIDE



土浦市立土浦第四中学校

## VI 諸会計について

### 1 諸会計の予定額（年額）

教材費・学年費	15,000 円（参考額） ※1
生徒会費	1,200 円
PTA 会費	2,880 円 ※2
学校後援会費	6,600 円 ※2
学校後援会基金	600 円 ※2

※1：令和5年度7年生の集金額（令和6年度7年生の金額は、入学後にお知らせいたします）

※2：兄弟が在学中の場合は、集金いたしません

### 2 納入方法

お届けいただいた金融機関の口座からの口座振替になります。

振替予定日 第1回目：5月7日

第2回目：6月6日

口座振替の内訳

項目	振替日	
	5月7日	6月6日
教材費・学年費	15,000	
生徒会費	1,200	
PTA 会費		2,880
学校後援会費		6,600
学校後援会基金		600
合計	16,200	10,080

※常陽銀行口座からの振替は、1回につき55円の手数料が加算されます。

振替日及び教材費・学年費の金額は令和5年度のもので、詳細は、入学後にお知らせいたします。

### 3 その他

- ・残高不足等により口座振替ができなかった場合は、学校の口座への振り込みで納入をお願いします。その際発生する振込手数料はご負担願います。金銭事故防止のためご協力お願いいたします。
- ・校外活動及び修学旅行代金は、旅行会社に直接お支払いいただきます。担当旅行会社が決まり次第ご案内いたします。
- ・連合同窓会費として卒業時に1,000円を集金します。

## Ⅶ PTA活動

### Ⅰ PTA常任委員会

(1) お子様お一人につき、3年間で1回は常任委員会に所属していただいております。

(2) 常任委員会の種類及び主な活動内容

委員会名	主な活動内容	人数(目安)
①7学年委員会	合同委員会、音楽祭協力、学年会計監査	10名程度
②8学年委員会	合同委員会、体育祭りユース品販売、学年会計監査	10名程度
③9学年委員会	合同委員会、卒業式協力、学年会計監査	10名程度
④広報委員会	合同委員会、広報誌「波ばたき」発行(年2回)	10名程度
⑤厚生委員会	合同委員会、PTA奉仕作業の準備・運営	10名程度
⑥成人教育委員会	合同委員会、救急救命講座の準備・運営	10名程度
⑦地区代表委員会	合同委員会、学校便り配付、次期委員の選出	10名程度
⑧校外指導委員会	合同委員会、体育祭巡視、卒業式巡視、次期委員の選出	10名程度

※全ての委員会において合同委員会(例年4月下旬に開催)への出席が必要となります。

※各委員会にて委員長に選出された方は、運営委員会(年5回程度開催/オンライン会議含む)にて活動内容等の報告をお願いしております。

※夏休み下旬にPTA奉仕作業、長期休業明けにご自宅近くでの交通安全立哨の協力を全ての保護者の方をお願いしております。

※上記活動内容につきましては、前年度実績に基づくものであり、変更される場合もありますのでご了承ください。

(3) 常任委員の選出方法

- ・上記①～⑥の各種委員会につきましては、入学式終了後に選出いたします。3年間の内、どの学年で、そしてどの委員会に所属するのかを決めていただき、名簿にお名前等を記入していただきます。
- ・上記⑦(地区代表委員会)及び⑧(校外指導委員会)につきましては、各地区での選出となります。
- ・入学式当日に欠席される場合は、不足している委員会に所属をお願いすることもありますのでご了承ください。

### 2 PTA本部

(1) PTA本部の主な活動内容

入学式後における常任委員選出の準備・運営、本部役員会、合同委員会の準備・運営、運営委員会の準備・運営、学校行事への協力、市P連関連の会議・行事への参加、会計監査、新入生保護者説明会におけるPTA活動の説明 等

(2) PTA本部の選出方法

- ・本校PTA会則第17条の規定に基づき、PTA役員候補者を公募いたします。
- ・PTA本部役員候補へ申し出る、または推薦される方がいる場合には、別紙「令和6年度PTA本部役員候補への申し出・推薦書」を提出願います。

# 〔付I〕 土浦第四中学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は土浦市立第四中学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

## 第2章 目的

第2条 本会の目的は次のとおりとする。

1. 家庭と学校と地域社会が緊密に協力して、生徒の心身の発達とその福祉を増進する。
2. 民主教育に対する理解を深めるとともに、成人教育・社会教育の振興をはかり、並びに国際理解につとめる。
3. 生徒の生活環境をととのえ、余暇指導及び生活指導につとめる。

## 第3章 活動方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は非営利的・非宗派的・非政党的であって、本会の名において営利的企業を支持することも、またいかなる候補者を推せんすることもできない。

本会及び本会の役員は、その名において営利的・宗派的・政党的・その他本会本来の目的以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係をも持つてはならない。

第5条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力する。

第6条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体及び機関の支持統制、干渉をも受けてはならない。

第7条 本会は直接に学校管理や教育の人事に干渉するものではない。

第8条 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

## 第4章 会 員

第9条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 会員になることのできる者は、学校に在籍する生徒の保護者及び学校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 会 計

第10条 本会の活動に要する経費は、会費・寄附金その他を支弁する。

1. 会費の額及び資金の種類を決定する場合並びに会員または外部より寄附金を求める場合は、運営委員会の同意を得なければならない。

第11条 会費は 月額240円とし、同一世帯より2名以上在籍する場合は1人分納入すればよい。

第12条 本会の資産は第2条の目的達成のため以外は使用しない。

第13条 本会の経理は総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第14条 本会の決算は会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第15条 本会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日終る。

## 第6章 役 員

第16条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会 長（保護者） 1名
2. 副会長（保護者4，教職員1） 5名
3. 書 記（保護者2，教職員2） 4名
4. 会 計（保護者2，教職員1） 3名
5. 会計監査（保護者） 3名

第17条 役員を選出及び就任は次のとおりとする。

1. 役員は、選出委員会において会員の中より選出し、総会で承認を得なければならない。以下細則による。
2. 役員の兼任は原則として認めない。
3. 会計監査は役員の兼任を認めない。
4. 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第18条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄し、運営委員及び常任委員を委嘱し、必要に応じて各会織を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
3. 書記は各会議の議事を記録し、各種会合について通知する。
4. 会計は本会のすべての金銭の収入、支出を記録し必要に応じてその収支を報告し、総会において会計監査を経た決算を報告する。
5. 会計監査は総会が決定した事業計画にもとづいて、その業務経理を監査し、総会においてその結果を報告する。

## 第7章 会 議

第19条 本会には総会・役員会・運営委員会・常任委員会・特別委員会を置く。

第20条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関として次の事項について審議決定する。

1. 会務及び事業報告、決算の承認
2. 事業計画、予算の決定
3. 役員承認
4. 会則の改正
5. その他重要事項

第21条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年1回原則として4月に開催し、総会の議長は会員の互選とする。
2. 臨時総会は、「運営委員会」が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。
3. 総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状によって出席をみたすことができる。
4. 総会の議決は出席者の過半数の同意を要する。

第22条 役員会は、本部役員をもって構成し、次の事項を協議する。

1. 本会の行事等の企画及び指導
2. 運営委員会に提出する議案の作成
3. 緊急と認められた事項の審議
4. その他本会の運営に関する事項

第23条 運営委員会は、総会につぐ決議機関で本会の役員・各常任委員会の委員長・地区代表委員・教職員代表をもって構成し、会の運営にあたり、総会に提出する議案の作成及び緊急を要する事項を審議決定し、具体的施策の立案執行にあたる。

第24条 運営委員会は会長が必要と認めた時または、構成員の4分の1以上の要求があった時開催する。

第25条 運営委員会は2分の1以上の出席がなければ、その会議を開き議決する事ができない。議決は出席者の過半数の同意を要する。

第26条 校長は各種会議において意見を述べることができる。

## 第8章 常任委員会及び特別委員会

第27条 本会には次の常任委員会を置く。

1. 校外指導委員会
2. 成人教育委員会
3. 厚生委員会
4. 広報委員会
5. 学年委員会
6. 地区代表委員会

第28条 常任委員会の委員は、各学年学級または各地区より推薦し、会長がこれを委嘱し、会務を分掌する。

第29条 本会には特別の目的を遂行するため、特別委員会を設けることができる。

第30条 常任委員会及び特別委員会は、いかなる事業計画についても、運営委員会にはからなければならない。

第31条 常任委員会及び特別委員会についての必要事項については細則で定める。

## 第9章 慶弔・見舞金

第32条 本会の会員及び生徒に慶弔があった場合は、慶弔金及び見舞金をおくる。慶弔・見舞金の支払いは、細則で定める。

## 第10章 帳 簿

第33条 本会は、次の帳簿を備え保存期間は5年間とする。  
会議録・役員名簿・会計簿・会員名簿

## 第11章 細 則

第34条 本会の運営に必要な細則は、会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定めることができる。

## 第12章 改 正

第35条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。但し、改正案は、総会開催の1週間前までに全会員に知らせておかななければならない。

## 付 則

この会則は昭和41年4月23日から施行する。

昭和47年5月14日 一部改正 昭和48年4月28日 一部改正 昭和52年4月23日 一部改正

昭和58年2月13日 一部改正 平成5年4月25日 一部改正（第11条）

平成7年4月29日 一部改正（第22条） 平成8年4月28日 一部改正（第16条）

平成10年4月26日 一部改正（第9.16.17.19.21.22.32条）平成13年4月22日 一部改正（第23条）

## 〔付Ⅱ〕土浦第四中学校常任委員会・特別委員会細則

P T A 会則 第 8 章・第 31 条の細則は次のとおりとする。

### 常 任 委 員 会

第 1 条 各種常任委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 委員は各学年・学級または各地区より選出された保護者と教員の代表により構成される。
- (2) 委員長 1 名、副委員長 2 名は委員の互選により決定する。
- (3) 委員長はその委員会を代表し、会務を統轄し、必要に応じて委員会を招集する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその代理を務める。
- (5) 委員会には書記を置き、委員会の活動を記録する。
- (6) 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 2 条 各種常任委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 校外指導委員会  
校外指導委員会は生徒の校外における生活指導対策とその善導にあたり、かつ生徒及び会員の交通安全の安全を図るべく対策を協議し指導する。
- (2) 成人教育委員会  
成人教育委員会は社会教育の立場から、保護者と教員相互研修を深め、P T A 活動をさかんにする。
- (3) 厚生委員会  
厚生委員会は生徒の学習環境整備や保健厚生の事業をさかんにして、生徒及び会員相互の福利の増進にあたる。
- (4) 広報委員会  
広報委員会は広報紙の発行をおこない学校、家庭、地域社会及び関係諸団体等の相互の情報の伝達、意見の交換に務め、P T A 活動を明らかにして、それをさかんにする。
- (5) 学年委員会  
学年委員会は各学年教育目標に対して保護者と教員の研修を深め、生徒の堅実な成長をはかる。そのため各学級、学年単位の P T A の運営推進にあたり各学級、学年の意見を P T A 全体の活動にもりあげることに務める。
- (6) 地区代表委員会  
地区代表委員会は各地区 P T A 間の連携親睦及び学校との連絡調整をはかり、会員及び生徒の健全育成に務め、地区内諸団体との文化的交流と会員の資質向上をはかる。
  - ① 各町内に地区委員会を設ける。
  - ② 地区代表委員は地区委員会において互選により決定する。
  - ③ 地区代表委員会及び地区委員会は他の常任委員会と連携協力して教育的な地域づくりに努力する。

### 特 別 委 員 会

第 3 条 会則第 29 条に基づき本会に特別の目的を遂行するための特別委員会を設ける事ができる。特別委員会の細則は、その都度別途定める。

第 4 条 この細則は、運営委員会において構成員の 2 分の 1 以上の賛成を得て改正することができる。

### 付 則

この細則は、昭和 47 年 5 月 14 日から施行する。 昭和 52 年 4 月 23 日 一部改正  
昭和 61 年 4 月 25 日 一部改正 平成 10 年 4 月 26 日 一部改正（父母を保護者に）

## 〔付Ⅲ〕土浦第四中学校 P T A 役員選出に関する細則

会則第 6 章第 17 条の規定により、役員選出を次のとおり定める。

役員選出委員会を設ける。

第 1 条 役員選出委員会（以下「選出委員会」という）は、原則として、現本部役員（4 名）、地区代表委員長及び副委員長（3 名）、各種委員会委員長（4 名）、学年委員長（3 名）及び教職員（4 名）を以て構成する。

ただし、候補者にあがっている者は自動的に除き、その補充はしない。

第 2 条 第 1 回の選出委員会は P T A 会長が招集、遅くとも 2 月中旬までに発足する。

第 3 条 役員候補者になる意思のある会員は、その旨選出委員会に申し出ることができる。

また、会員が役員候補者を推薦する場合も同様とする。

第 4 条 選出委員長は、選出委員の互選により決定する。

第 5 条 選出委員は、役員候補者になることができない。

第 6 条 本委員会は委員過半数の出席をもって成立する。但し、委任状によって出席をみたすことができる。

第 7 条 本委員会における議決は委員の過半数の同意で成立する。

第 8 条 選出委員会は、原則として 3 月 25 日までに役員候補者を決定するものとする。

第 9 条 選出委員会は、新年度の総会において、選出結果を報告し、承認を得る。

第 10 条 選出委員会は、新年度の総会において、役員承認が行われた後に、任務を終了し解散する。

第 11 条 この細則は、運営委員会の承認を得て、変更することができる。

### 付 則

この細則は、昭和 58 年 2 月 13 日から実施する。 平成 6 年 4 月 29 日 一部改正  
平成 7 年 4 月 29 日 一部改正（第 1 条地区代表 16 が 17 に変更のため）  
平成 9 年 12 月 6 日 一部改正（名称推薦委員会を選出委員会に 第 1 条 地区代表 17 を 4 に）  
平成 12 年 1 月 29 日 一部改正（第 6 条 1 項、2 項を追加、以下を 7 条～10 条に移行）  
平成 12 年 12 月 16 日 一部改正（第 6 条委員全員を委員の過半数に改正 以下第 6 条の 2 を独立させ第 7 条とする。以下 8 条から 11 条へ移行）  
平成 19 年 11 月 20 日 一部改正（第 1 条第、第 2 条、第 3 条、第 5 条）

## 〔付Ⅳ〕土浦第四中学校PTA慶弔費細則

- 第1条 土浦第四中学校PTAの慶弔は、この細則による。
- 第2条 この細則による慶弔金は、饒別金、見舞金、慶弔金、及び弔慰金とする。  
ただし、この細則により慶弔金を受けた会員は、その返礼はしないものとする。
- 第3条 教職員を除く会員が災害を受けたとき、または死亡した時は、次に掲げる見舞金または慶弔金をおくる。
- (1) 居宅火災見舞金 金10,000円
- (2) その他の災害の場合は、災害の程度により会長が認めた額とする。ただし、金10,000円を上限とする。
- (3) 死亡したとき。 金10,000円
- 第4条 会員のうち教職員に対する慶弔金は、次に掲げる額とする。
- (1) 饒別金
- ① 在職1年未満 金 5,000円 ② 在職1年以上 金 10,000円
- (2) 見舞金
- ① 傷病により引き続き3週間以上の療養を要する見込みのとき。 金 5,000円
- ② 居宅火災見舞金 金 10,000円
- ③ その他の災害の場合は、災害の程度により会長が認めた額とする。ただし、金10,000円を上限とする。
- (3) 慶事金は、結婚祝として 金10,000円
- (4) 弔慰金
- ① 本人及び配偶者 金10,000円と花輪1基、②本人の実父母及び同居の父母 金10,000円と花輪1基
- 第5条 生徒が傷病を受けたとき、または死亡したときは、次に掲げる見舞金もしくは弔慰金をおくる。
- (1) 学校(学校行事)及び、登下校にけがをし、3週間以上の欠席治療を要する見込みのとき、あるいは3ヶ月以上の病気療養欠席見込みのとき。 金 5,000円
- (2) 死亡したとき 金 10,000円と花輪1基
- 第6条 その他特別な事項については、その都度役員が協議決定する。
- 第7条 この細則は、運営委員会の承認を得て変更することができる。
- 付 則

この規定は、平成5年4月25日より施行する。

平成10年4月26日(規定を細則に変更)一部改正(第4条)

## 〔付Ⅴ〕土浦第四中学校後援会会則

- 第1条 この会は土浦第四中学校後援会といい、事務所を土浦第四中学校におき、学校に在籍する生徒の保護者並びに本会の趣旨に賛同するもの(賛助会員)をもって組織する。
- 第2条 この会は土浦第四中学校の教育施設並びに学校環境の整備及び生徒活動のために協力することを目的とする。
- 第3条 この会費は普通会費月額550円と基金会費月額50円とし、同一世帯より2人以上在籍する場合は1人分納入すればよい。賛助会員の会費は、一口5,000円以上とする。
- 第4条 この会の収入は第2条の目的を達成するために支出する。
- 第5条 この会に次の役員をおく。  
会長 1名 副会長 10名程度 評議員 各町若干名 書記 3名 会計 3名 会計監査 2名
- 第6条 本会に顧問及び相談役若干名をおくことができる。
- 第7条 会長・副会長は総会で選出し、評議員は各町で推薦し、他の役員とともに会長が委嘱する。その任期をそれぞれ1年とし、再任期は妨げない。
- 第8条 役員の仕事は次の如し。  
会長はこの会を代表し、会務を統括する。 副会長は会長を補佐し、会務を統括する。  
評議員は会長を補佐し、会務を処理する。 書記・会計は、本会の事務を行う。
- 第9条 この会に次の決議機関をおく。  
1. 総会 2. 評議員会
- 第10条 総会は年1回、評議員会は必要に応じて随時開かれる。  
総会は、会員の5分の1の出席で成立する。但し、委任状によって出席とみなすことができる。総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第11条 評議員が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求がある場合は、会長は臨時総会を招集する。
- 第12条 評議員会は本会目的達成のための事業及び緊急を要する事項を審議決定し、具体的施策の立案処理にあたる。
- 第13条 この会には出納簿を備え、会員はいつでもこれらの帳簿を閲覧することができる。
- 第14条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第15条 規約の変更は、総会に於て出席者の3分の2以上の賛成によって改正できる。
- 第16条 規約は、昭和41年4月23日議決し、同日より発効する。
- 付 則

平成19年4月1日 第3条を一部改正

## 〔付Ⅵ〕土浦第四中学校手をつなぐ親の会会則

- 第1条 名称 土浦市立土浦第四中学校手をつなぐ親の会という。
- 第2条 趣旨 本会は手をつなぐ子らをまもり、その福祉をはかるとともに、一般社会の心身に障害をもつ子らに対する理解と人権尊重の精神を啓発することを目的とする。
- 第3条 事務所 土浦市立土浦第四中学校におく。
- 第4条 運動目標 手をつなぐ子らの教育と経済的そ置並びにその福祉と社会的啓発を行う。
- 第5条 事業 手をつなぐ子らの
- ・教育施設の充実
  - ・生活指導の推進
  - ・関係行政機関並びに諸団体との連絡調整
  - ・社会啓発活動
  - ・会員相互の親睦と研修
  - ・その他必要と認める事業
- 第6条 組織 本会は土浦市立土浦第四中学校区内を中心とした本会の趣旨に賛同する会員によって組織する。
- 第7条 役員 会長1名（PTA会長兼務） 副会長3名（PTA副会長兼務） 会計3名 理事3名 書記2名 理事・実行委員若干名 役員の任期は1年とし、重任をさまたげない。
- 第8条 集会
- (1) 総会は年1回とし、PTA総会とともに予算・決算の審議並びに役員の改選をおこなう。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) 理事会は随時ひらき、本会の運営をはかる。
- 第9条 経費
- (1) 会費は、学校後援会よりの助成とする。
- (2) その他の寄付金品、事業にともなう諸収入
- (3) 本会の会計は、4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

この会則は、昭和36年4月24日より実施する。 昭和63年4月1日 一部改正

## 〔付Ⅶ〕連合同窓会会費納入についてのお願い

連合同窓会会長 須田 義之

平素より当会の活動に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

当会は、各学年同窓会の連合体として、多くの卒業生に支えられ現在に至っております。また、学校後援会やPTAと協力して、母校を応援する活動を行って参りました。良き土浦四中の伝統が永遠に引き継がれていくことを願って止みません。

さて、連合同窓会費の会費として、卒業時に1,000円の納入をお願いしております。来春3月に第72回卒業式を迎える皆さんに御協力をお願いする次第です。卒業式の前に「連合同窓会加入式」を執り行います。その際に、卒業記念品として卒業証書ファイルを贈呈させていただきます。主にその費用として使わせて頂きます。

会費納入の件、何卒、御理解・御協力賜りますようお願い申し上げます。

## 〔付Ⅷ〕土浦第四中学校PTA組織図

